

松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年松江市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第 27 条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「府令」という。)第 27 条の 2 第 1 項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(2)の 2 児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)第 5 条の 2 の 8 に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。)の資格を有する者</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市長が<u>前各号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は府令第 27 条の 2 第 1 項第 4 号に規定するこども家庭庁長官が指定する講</p>	<p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第 27 条 母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「府令」という。)第 27 条の 2 第 1 項に規定するこども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市長が<u>前 3 号</u>に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が 3 年以上であるもの又は府令第 27 条の 2 第 1 項第 4 号に規定するこども家庭庁長官が指定する講</p>

習会の課程を修了したもの

ア 法第 12 条の 3 第 2 項第 6 号に規定する児童福祉司となる資格を有する者
にあつては、相談援助業務(法**第 13 条**
第 3 項第 3 号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

イ・ウ 略

2 略

(母子支援員の資格)

第 28 条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) 略

(4)の 2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

(5) 略

習会の課程を修了したもの

ア 法第 12 条の 3 第 2 項第 6 号に規定する児童福祉司となる資格を有する者
にあつては、相談援助業務(法**第 13 条**
第 3 項第 2 号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

イ・ウ 略

2 略

(母子支援員の資格)

第 28 条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。